

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先）京都市知事		平成23年11月9日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地		株式会社京都銀行 代表取締役 高崎秀夫 電話 075-361-2277					
主たる業種	金融業	細分類番号	6   2   2   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を3%削減する。						
計画を推進するための体制	環境問題は経営の重要課題と位置付け、取締役を構成員とした「環境会議」を開催し、積極的・継続的に環境保全活動を推進している。本活動により省エネルギー、省資源、リサイクル活動を実施し、排出量削減を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,351.3 トン	7,202.7 トン	7,047.5 トン	6,971.6 トン	-3.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,293.3 トン	7,202.7 トン	7,047.5 トン	6,971.6 トン	-3.0 パーセント	
目標の根拠		20~22年度において、新設した4ヶ店を控除した既存店における温室効果ガス排出量は基準年度（19年度）対比-3.4%の削減となった実績を助成し、節電の推進等にも力点を置くことで、3%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積÷100)	3.97	3.94	3.89	3.84	-3.33 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		全行的に節電を推進し、3%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		93.0 セン	93.0 セン	106.0 セン	106.0 セン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	環境に配慮した店舗設計（屋上緑化、太陽光発電、LED照明等）の推進。ケルビス・ウォルビスの継続実施					
	(24)年度	環境に配慮した店舗設計（屋上緑化、太陽光発電、LED照明等）の推進。ケルビス・ウォルビスの継続実施					
	(25)年度	環境に配慮した店舗設計（屋上緑化、太陽光発電、LED照明等）の推進。ケルビス・ウォルビスの継続実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤は原則不可 (店舗の立地条件および通勤事情よりみてやむを得ないと判断した場合、所属長が許可する)					
	上記の措置を採用する理由	従来より実施し、抑制効果がある。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「京銀ふるさとの森」づくり 嵐山研修会館の敷地内にシラカシなど51種類、約4,000本の苗木を植樹。現在も、下草刈など森の育成活動を行っている。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。